

合格者各位

震災及び台風等で被災された合格者の入学料減免について（お知らせ）

広島市立大学では、震災及び台風等の被害状況等に鑑み、特例措置として、該当される方には入学料を減免することとしました。入学料の減免を希望される方は、下記をお読みになって必要な手続きを行ってください。

1 対象者及び申請に必要な書類等

	対象	免除・減免の割合	確認書類
2018年（平成30年）4月1日から出願期日までの間に、災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合	【死亡又は行方不明】 全額免除	死亡又は行方不明を証明する書類
	主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	【全壊、大規模半壊、流失】 全額免除 【半壊の場合】半額免除	り災証明書

(参考URL：内閣府災害救助法の適用状況)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(注) 返還金は志願者本人名義の銀行口座に振り込みます。口座の情報は申請書に記入してください。
志願者本人名義以外の金融機関口座に振り込む場合は、委任状も併せて提出が必要になります。

2 減免金額

入学料の全額又は半額

3 申請手続

【重要】入学料の減免を希望される場合は、大学からの審査の結果が通知されるまで、入学料の振込をしないでください。

- ① 本学ウェブサイト【トップページ (<http://www.hiroshima-cu.ac.jp/>) > 入学案内 > 大学院入試情報 > 全研究科共通 > 入試情報】から本学所定の**申請書等**をダウンロードして必要事項を記入し、添付が必要な書類を同封して郵送してください。封筒には「入学料減免申請書在中」と赤字で記載してください。なお、入学手続き書類の一つとしている「入学料振込証明書添付カード」の提出は必要ありません。申請書等のダウンロードや印刷ができない場合は、申請に必要な書類を郵送しますので、下記まで連絡してください。
- ② 本学において、提出された申請書類を審査し、結果を通知します。
- ③ 審査の結果、入学料の全額又は半額の納付が必要になった場合は、審査結果と合わせて納付方法等について通知します。

4 申請期間（入学手続と同じ期間）

2020年9月14日（月）～9月18日（金）まで（最終日は午後5時必着）

【提出先及びお問い合わせ先】

広島市立大学アドミッションセンター

（事務局入試グループ）

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

TEL 082-830-1503

FAX 082-830-1656

E-mail nyushi@m.hiroshima-cu.ac.jp